



秋田県公報

目 次	ページ
告示	
一 家畜伝染病予防法第九条の規定による消毒の実施（二三・農畜産振興課）	1

告 示

秋田県告示第二百三十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第九条の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり消毒を実施することを命ずる。

平成二十年五月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 実施の目的
緊急的に高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため
- 二 実施の区域
秋田県全域
- 三 実施の期日
平成二十年五月四日～同月三十一日まで
- 四 対象の範囲
次に該当する養鶏農場（ただし、消石灰による消毒又は、これと同等と認められる方法による消毒を自ら行う農場を除く）。
- ア 鹿角市の一部（十和田及び花輪）、鹿角郡小坂町の一部（小坂および荒谷）、大館市の一部（大茂内、粕田、十二所、白沢、雪沢及び釈迦内）の地域で、一、〇〇〇羽以上を飼養している農場等。
- イ ア以外で、家畜防疫員が必要と認める農場等。
- 五 実施の方法
消石灰を農場内（鶏舎周囲、農場外縁部）に散布する。

六 問い合わせ先

秋田県北部家畜保健衛生所（郵便番号〇一八一三四五四 北秋田市脇神字高村岱九十二番地 電話〇一八六一六二一二七一）
 ファクシミリ〇一八六一六二一〇一四六 電子メールアドレス
 〓hokubukachikuhokenseisei@pref.akita.lg.jp
 秋田県中央家畜保健衛生所（郵便番号〇一八一〇九〇四 秋田市寺内蛭根二丁目十五番五号 電話〇一八一八六四一〇四〇）
 一 ファクシミリ〇一八一八六二一七三三二 電子メールアドレス
 〓chuokaho@pref.akita.lg.jp
 秋田県南部家畜保健衛生所（郵便番号〇一四一〇〇一一 大仙市富士見町六番五十五号 電話〇一八七一六二一五三五四）
 ファクシミリ〇一八七一六六一一八四九 電子メールアドレス
 nan-kaho@pref.akita.lg.jp

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄